

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年4月分）

|   | 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称                          | 事業者の所在地            | 営業所の名称 | 営業所の所在地          | 行政処分等の内容                   | 主な違反の条項                    | 違反行為の概要  | 事業者点数 | 営業所点数 |
|---|-----------|-------------------------------------|--------------------|--------|------------------|----------------------------|----------------------------|--|-------|-------|
| 1 | 20240415  | 株式会社優斗商会(法人番号2120901018928) 代表者宮田博  | 大阪府松原市立部1丁目138番地の2 | 本社営業所  | 三重県名張市滝之原字大門6番地1 | 文書警告                       | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項      | 令和6年3月14日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)   | 0     | 0     |
| 2 | 20240417  | 藤栄運輸株式会社(法人番号2180001024318) 代表者中川育恵 | 愛知県名古屋市長区道明町86番地   | 本社営業所  | 愛知県名古屋市長区道明町86   | 輸送施設の使用停止(30日車)、文書警告及び文書勧告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項 | 令和5年9月26日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)法人の役員等の変更届出義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第6号) | 3     | 3     |

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年4月分）

| 行政処分等の年月日  | 事業者の氏名又は名称                                | 事業者の所在地           | 営業所の名称 | 営業所の所在地           | 行政処分等の内容              | 主な違反の条項                 | 違反行為の概要  | 事業者点数 | 営業所点数 |
|------------|---|-------------------|--------|-------------------|-----------------------|-------------------------|--|-------|-------|
| 3 20240417 | 株式会社大翔(法人番号6180001108678) 代表者都築由香         | 愛知県みよし市三好町石畑60番地1 | みよし営業所 | 愛知県みよし市西陣取山76番地   | 輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項   | 令和5年11月9日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)  | 3     | 3     |
| 4 20240419 | 有限会社ティ・アールサービス(法人番号6200002012901) 代表者栗田秀治 | 岐阜県養老郡養老町大野698番地  | 本社営業所  | 岐阜県養老郡養老町大野村内北698 | 輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号 | 令和5年11月24日及び令和5年12月6日、酒気帯び運転による事故を端緒として、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)貨物自動車利用運送の認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第8号)、(3)乗務時間等基準告示の設定違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(5)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(6)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(7)点検整備記録簿等の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(8)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(12)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(13)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条) | 6     | 6     |

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年4月分）

|   | 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称                              | 事業者の所在地           | 営業所の名称 | 営業所の所在地              | 行政処分等の内容              | 主な違反の条項               | 違反行為の概要  | 事業者<br>点数 | 営業所<br>点数 |
|---|-----------|---|-------------------|--------|----------------------|-----------------------|-----------------------|--|-----------|-----------|
| 5 | 20240423  | 有限会社秋山環境サービス(法人番号9080102009295) 代表者秋山将司 | 静岡県三島市谷田1982番地の54 | 本社営業所  | 静岡県田方郡函南町平井字光ヶ淵1646番 | 輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 令和5年11月22日及び令和5年12月1日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項) | 7         | 7         |

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。